

朝日町立あさひ未来学園
整備基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル

実施要領

令和7年7月
朝日町教育委員会

1. 設計者選定の目的

当町では、朝日町立西五百川小学校、宮宿小学校、大谷小学校、そして朝日中学校を統合し、9年間の義務教育課程を一つにした「朝日町立あさひ未来学園」を整備する計画を進めている。令和6年6月には「朝日町立義務教育学校整備基本構想・基本計画（※令和7年5月、一部修正あり）」をまとめ、以降、設計条件付与のための調査、諸条件の整理を行ってきたところである。

この公募型プロポーザルは、基本構想・基本計画を反映しながら、広く技術提案を求め、設計者の提案内容及び能力・適性等を総合的に判断し、本事業に最も適した設計者を特定するために実施するものである。

2. 業務の概要

（1）業務名

朝日町立あさひ未来学園整備基本設計・実施設計業務

（2）発注者

朝日町

（3）履行場所（計画地）

①所 在 山形県西村山郡朝日町大字四ノ沢地内

②面 積 約4.8ha

③地域地区 都市計画区域内（区域区分非設定）

用途地域：指定なし

防火地域等：指定なし

建築基準法第22条の規定による屋根不燃区域

（4）業務内容

① 基本設計業務

朝日町立あさひ未来学園建設工事の基本設計業務とし、業務内容は「令和6年国土交通省告示第8号（以下、「告示」という。）別添一1設計に関する標準業務一基本設計に関する標準業務」に掲げるとおりとする。

② 実施設計業務

朝日町立あさひ未来学園建設工事の実施設計業務とし、業務内容は「令和6年国土交通省告示第8号（以下、「告示」という。）別添一1設計に関する標準業務二実施設計に関する標準業務」に掲げるとおりとする。

③ 積算業務

積算資料（積算数量算出書（積算数量調書含む。）、単価作成資料、見積徴収、値入れ（RIBCによる）、見積検討資料等）の作成とする。

④ 各種申請業務

確認申請、関係法規、基準等に係る打合せ及び協議、建築遂行上必要となる法令又は条例に基づく資料作成・申請手続き業務等。

⑤ 国庫補助金申請に関わる支援業務

国庫補助金申請に係る図面の作成、諸室の求積等の業務。

⑥ その他支援業務

学校関係者・地域住民への説明会、意見交換会への参加（計６回程度）、
各種資料作成。

詳細については、別紙「朝日町立あさひ未来学園整備基本設計・実施設計業務特記仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。ただし、契約時において、技術提案書等の内容を受けて変更する場合もある。

（５）履行期間

契約締結の日から令和８年１２月２８日まで。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えない。

基本設計：令和８年３月３０日まで

実施設計：令和８年１２月２８日まで

（６）業務委託料上限額

令和８年度までの継続事業とし、各年度の上限額は次のとおりとする。

- ・令和７年度 72,000千円（前払金；委託料の30%以内の額）
- ・令和８年度 168,000千円（完了払：前払金を除いた額）
- ・委託料上限合計額 240,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

（７）本業務実施上の留意点

プロポーザルにおける技術提案は、設計者を選定するためにその取組方法等について提出を求めるものであり、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能であるが、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。

具体的な設計図（正確な縮尺で作られた平面図、立面図、断面図等の設計図案）、模型（写真含む）及び透視図については、著しく設計内容が表現されることから使用を認めない。なお、これらの使用があると判断される場合は、減点とする場合がある。

また、「技術提案における視覚的表現の取り扱いについて」（平成３０年４月２日付け事務連絡大臣官房官庁営繕部通知）を参考とする。

具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取り組み方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて協議のうえ開始するものとする。

（８）本業務の受託者に対して別途発注する予定の業務

（仮称）朝日町立あさひ未来学園整備工事監理業務

3. 設計者選定の概要

（１）名 称

朝日町立あさひ未来学園整備基本設計・実施設計業務 公募型プロポーザル

(2) 主催者

朝日町

(3) 方 法

公募型プロポーザル方式

(4) 募集及び選定スケジュール

区分	項 目	日 程
第1次審査	実施要領等の公告 各質疑、参加表明書受付開始	令和7年7月 1日（火）
	参加表明書質疑 受付期限	令和7年7月10日（木）
	参加表明書質疑 回答期限	令和7年7月14日（月）
	参加表明書 提出期限	令和7年7月18日（金）
	事前審査（参加資格・条件）結果通知 技術提案書受付開始	令和7年7月23日（水）
	技術提案書質疑 受付期限	令和7年7月25日（金）
	技術提案書質疑 回答期限	令和7年7月31日（木）
	技術提案書 提出期限	令和7年8月 8日（金）
	第1次審査の結果通知	令和7年8月22日（金）
第2次審査	第2次審査（プレゼン・ヒアリング）	令和7年9月 1日（月）
	第2次審査の結果通知	令和7年9月中旬予定

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、原則として事務局の対応を行わない。

4. 選定方法

- (1) 第1次審査（事前審査含む）及び第2次審査の二段階方式により、受託候補者等を選定する。
- (2) 事前審査は、参加表明書等の提出書類を基に、本要領に記載する参加資格及び参加条件を満たしているか審査を行い、技術提案書の提出を要請する参加者を決定する。満たしている者には、「技術提案書作成依頼書」を電子メール及び書面にて通知する。また、満たさなかった者に対しても、その旨を通知する。
- (3) 第1次審査は、参加表明書等の提出書類を基に参加者の客観評価と技術提案書の書類審査を行い、「朝日町立あさひ未来学園整備基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」の審査を経て、第2次審査への参加を要請する5者を選定する。
審査結果については、電子メール及び書面にて通知する。
- (4) 第2次審査は、第1次審査で選定された者から、非公開によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を行い、第1次審査の客観評価と

第2次審査においての技術提案書の最終評価を基に、非公開による審査を経て、受託候補者及び次点候補者を選定する。

審査の結果は、電子メール及び書面にて通知するとともに、朝日町ホームページに掲載する。

(5) 審査委員は非公表とする。

5. 参加資格

プロポーザルの参加資格は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日において、朝日町入札参加資格者名簿に登載されている者（建築設計業務の業種登録事業者に限る。）であること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 参加表明書等の提出期限において、朝日町建設工事等請負業者指名停止要綱による指名停止措置及び国、各都道府県、他自治体からの指名停止措置を受けていない者であること。なお、参加表明書等の提出期限日から契約締結日までの間において、朝日町から指名停止を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされていないこと（更生手続開始後、建築関係建設コンサルタント業務に係る入札参加資格の認定を受けた場合は除く。）
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと（再生計画の認定可決後、建築関係建設コンサルタント業務に係る入札参加資格の認定を受けた場合を除く。）
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条及び朝日町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第1号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

6. 参加条件

参加条件は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、単体企業であること。
- (2) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- (3) 以下のいずれかの実績要件を満たすこと。

① 同種業務

参加者は、公告の日までの間に、元請けとして、令和6年国土交通省告示8号別添二による建築物の類型七（幼稚園を除く）に該当する延べ床面積5,000㎡以上（校舎のみ又は屋内運動場との合算）の、学校施設の新築に係る基本設計及び実施設計に関する業務を完了し、その工事が竣工した実績を有すること。

② 類似業務

参加者は、公告の日までの間に、元請けとして、令和6年国土交通省告示8号別添二による建築物の類型七（幼稚園を除く）に該当する延べ床面積3,000㎡以上（校舎のみ又は屋内運動場との合算）の、学校施設の新築に係る基本設計及び実施設計に関する業務を完了し、その工事が竣工した実績を有すること。

- (4) 管理技術者及び建築（総合）、構造、積算、電気設備及び機械設備の各主任技術者を、それぞれ1名配置すること。
- (5) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が3か月以上あること。
- (6) 構造主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。積算主任技術者は、建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有すること。
電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
- (7) 管理技術者は主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。
- (8) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事業所）を加えることができるが、当該協力事業所は自ら応募者となることはできない。かつ、協力事業所は、他の参加者と重複することができない。
- (9) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力事務所が朝日町及び他市町村において、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 主たる分担業務分野（令和6年国土交通省告示第8号における別添一の1の一の口成果図書の（1）戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書（1）総合に係る部分をいう。）を再委託してはならない。
- (11) 有資格者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に該当しない者であること。

7. 参加制限

次のいずれかの要件に該当する場合は、参加することができない。

- (1) 審査委員会の委員及びその家族。
- (2) 審査委員会の委員及びその家族が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者。

8. 失格要件・減点要件

次のいずれかの要件に該当する場合、その参加者は失格とする。

- (1) 審査委員会の委員、事務局及びその関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- (2) 応募資格がなく、提案図書等を提出した場合。
- (3) 指定する様式（以下「様式」という）によらない場合。
- (4) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (5) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (7) その他審査委員会が不適格と認めた場合。

次の要件に該当する場合、評価を減点する。

- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等を使用した場合。

※「2.業務概要（7）本業務実施上の留意点」を参照

上記に該当する設計図等を記載した様式（様式8-1、様式8-2）における評価点に対して、1／2を乗じる。

9. 事務局

朝日町教育委員会義務教育学校創設準備室

〒990-1442

山形県西村山郡朝日町大字宮宿2265番地

TEL:0237-67-3302、FAX:0237-67-3375

E-mail:junbi@town.asahi.yamagata.jp

10. 事業の概要

(1) 施設名称 朝日町立あさひ未来学園

(2) 計画地

① 所在地 朝日町大字四ノ沢地内

② 面積 約4.8ha

③ 地域地区 都市計画区域内（区域区分非設定）

用途地域 指定なし 防火地域等指定なし

建築基準法第22条の規定による屋根不燃区域

(3) 学校規模

① 児童生徒数 約250名

② 学級数 14クラス（普通学級9＋特別支援学級5クラス）

(4) 建物等規模・構造

① 校舎及び屋内運動場 2階建

延床面積：約10,435㎡

校舎：RC造を想定しているが、その限りではない

屋内運動場：S造を想定しているが、その限りではない

② 附属建物（バス車庫、用具庫等）：約390㎡

③ その他の施設：約16,040㎡

グラウンド（300mトラック、直線100m）、テニスコート（2面）

駐車場（150台）、遊び場（広場）、生徒農園 等

各タンク類、キュービクル 等

(5) 建設事業費

建築工事（校舎・屋内運動場、附属建物） 4,000,000千円

外構工事（外構工事費等） 200,000千円

合計4,200,000千円

（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 整備スケジュール

① 基本設計業務

令和7年9月～令和8年3月

② 実施設計業務

令和8年4月～令和8年12月

③ 校舎・屋内運動場

令和9年2月～令和11年2月

④ 外構・グラウンド整備工事

令和9年2月～令和11年3月 =令和11年4月開校=

(7) その他

朝日町立義務教育学校整備基本構想・基本計画による。

11.手続き等

参加手続きに必要な書類については、下記に基づき、所定の期日までに提出すること。なお、提出様式については、朝日町ホームページのトップから「義務教育学校 あさひ未来学園」→「○義務教育学校創設準備室」→「朝日町立あさひ未来学園整備基本設計・実施設計業務公募型プロポーザルについて」(以下「朝日町ホームページ」という。)内からダウンロードできる。

URL

<https://www.town.asahi.yamagata.jp/portal/soshikinogoannai/kyoikubunkaka/gimu/10330.html>

(1) 提出方法

提出書類は、持参又は配達が確実な方法（書留等）とする。持参による場合は、平日の午前9時から午後5時までとし、配達の場合は、提出期限までに必着とする。なお、配達中の事故に伴う損害については一切の責任を負わない。

(2) 提出書類

① 参加表明書

- ア) 参加表明書（様式1）
- イ) 会社概要（様式2-1、2-2）
- ウ) 設計事務所の業務実績（様式3）
- エ) 業務実施体制（様式4-1、4-2）
- オ) 配置予定技術者調書（様式5-1～5-6）
- カ) 一級建築士事務所登録通知書の写し
- キ) 様式3に記載する実績を証する契約書（鑑）等及び当該施設の概要を確認できる資料の写し

※工事竣工を証する資料の例

- ・ 該当工事の監理業務を受託している場合：監理業務の契約書（鑑）等の写し等
- ・ 上記以外：該当工事の竣工が確認できるパンフレットやホームページ等
- ク) 様式5-1～5-6に記載する者の資格証、雇用保険又は社員証の写し
- ケ) 見積書（様式6）※業務委託契約のための見積もりではないため、参考額として記入

② 技術提案書

- ア) 技術提案書（様式7）
- イ) 業務の取組方針・実施体制（様式8-1）
- ウ) 特定課題についての提案（様式8-2）

③ 提案書作成上の留意事項

- ア) 様式8-1及び8-2を使用しA3規格版横使いで、業務への取り組み方針、実施体制、業務工程（実施スケジュール）、特定課題等についての提案を作成すること。
- イ) 文章を補充するために必要最小限の写真、図、表、簡単なイラスト等を使用し
てよいが、設計の内容が具体的に表現されたものであってはならない。
- ウ) 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は使用しないこと。
※「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日付け事務連絡 大臣官房官庁営繕部通達）を参考とする。
- エ) 文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし、注釈等に関してはこの限りではない。
- オ) 住所、氏名等の参加者を特定できる表示はしないこと。
- カ) 業務の取組方針・実施体制（様式8-1）
業務の取組方針・実施体制は、様式8-1（A3版横使い）を使用し、1枚にまとめること。なお、業務への取組方針、実施体制、業務工程（実施スケジュー

ル)を記載すること。

実施方針においては、新たな分野(ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、外構計画、ランドスケープデザイン等)を追加する場合は、その点についても記載すること。

また、特に重視する業務上の配慮事項(提案を求める内容を除く)、その他業務実施上の配慮事項を記載すること。

キ) 特定課題についての提案・建設コスト縮減(様式8-2)

特定課題等についての提案は様式8-2(A3版横使い)を使用し、下記課題・建設コスト縮減について2枚以内にまとめること。なお、下記課題は「朝日町立義務教育学校整備基本構想・基本計画」における内容を踏まえ、具現化に向けた提案を求めるものである。

【課題①：義務教育学校ならではの教育効果を発揮するために】

9年間の連続性を重視する義務教育学校の教育効果を最大限発揮するための具体的方策。

- ・9年間の発達段階に応じた施設整備の考え方
- ・異学年交流が生まれやすい工夫

【課題②：地域社会に開かれ、複数の機能を有する学校】

町教育の拠点施設として、学校教育以外の機能も併せ持ち、地域住民と交流できる施設とするための具体的方策。

- ・子どもたちが地域の一員として、町民と学び合える施設とするための工夫
- ・学校施設の地域開放、複合化についての考え方

【課題③：変化に対応できる、柔軟性・可変性】

学びのスタイル、児童生徒数の変化に柔軟に対応するための具体的方策

- ・多様な学習活動等に柔軟な対応(柔軟性)
- ・児童生徒数、社会環境の変化などへの対応(可変性)

【課題④：安心・安全で快適な学習空間】

子どもたちが安心して学ぶことができる安全な学校、教職員が働きやすい学校とするための具体的方策

- ・子どもたちにとっての安心安全な学校施設
- ・教職員の働きやすさ
- ・子どもたち、教職員が快適に学校生活を送るための学習空間、学校用家具

【課題⑤：環境配慮、維持管理コスト、雪対策、木材利用】

環境負荷が少なく、維持管理コストがかからない学校、特別豪雪地帯に指定されて

いる中での雪対策、木の温かみのある学校とするための具体的方策

- ・ 空気神社のある町として、環境配慮型建築のシンボル性
- ・ 維持管理コストの縮減対策
- ・ 雪対策（雪庇、駐車場の雪押し場、その他雪に強い建物）
- ・ 内装、学校家具の木質化の推進

【取組方針・実施体制】

- ・ 業務の取組方針・実施体制についての適格性についての評価をする。
- ・ 本業務の背景、目的に理解度があり、本町の特性や地域性などを踏まえた妥当な実施方針になっているかを評価する。

【建設コストの縮減】

- ・ 設計コンセプトを実現する上で、イニシャルコストを圧縮するための提案について、妥当性、実現性を評価する。

(3) 提出部数 正本1部、副本14部

- ・ 参加表明書の提出書類については、正本1部（ア～ケ）、副本14部（イ～カ）とする。
- ・ 技術提案書の提出書類については、正本1部（ア～ウ）、副本14部（イ、ウ）とする。イ、ウについては、電子データ（PDF）も提出すること。
- ・ 副本については、参加者（協力事務所を含む）を特定することができる内容（具体的な社名、実績の名称等）を記載しないこと。なお、複写可とする。

(4) 書式及び綴り方

- ・ 様式番号順に綴り、左上に仮止め（クリップ等）すること。
- ・ 用紙の大きさは、「日本工業規格A4 及びA3版」とし、全面片面使用とする。文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- ・ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(5) 提出先

「9.事務局」のとおり

(6) 受付開始・提出期限

「3.設計者選定の概要 （4）募集及び選定スケジュール」のとおり

12. プレゼンテーション・ヒアリングの留意事項

- (1) プレゼン等の出席者は、本業務を担当する配置予定技術者で、管理技術者1名、担当主任技術者の中から2名以内の計3名以内とする。
(PC操作者を含む)

- (2) 実施場所、日時、留意事項等については第1次審査後に別途通知する。
- (3) プレゼン等は、提出された技術提案書（様式8-1、8-2 のみ） の内容について説明するものとし、提出された提案書以外の追加資料は認めない。
参加者において用意したパソコン（パワーポイント等）によるプロジェクター（拡大映像）での説明とする。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、事務局で準備する。
- (4) プレゼン等の順番は、参加表明書の受付順とし、第1次審査結果通知に明記する。
- (5) プレゼン等の時間は、1参加者30分程度とする。
（プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分を想定）
- (6) 説明資料、パソコン等の準備として、前者のプレゼン等終了後に10分の時間を設ける。

13. 手続き等

質問の受付及び回答

参加表明に係る質疑及び技術提案に係る質疑については、提出期限までに所定の様式に要旨を簡潔にまとめ提出すること。回答については質問回答書として随時とりまとめ、朝日町ホームページに掲載する。

(1) 提出方法

電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はファクシミリによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は

- ・参加表明：「【朝日町】設計プロポーザル質問①」
- ・技術提案：「【朝日町】設計プロポーザル質問②」

とし、送信の旨を電話により事務局へ連絡すること。

(2) 提出書類

質問書（様式9）

参加表明に関する質問と技術提案に関する質問を別葉で作成し提出すること。

(3) 提出先

「9. 事務局」のとおり

(4) 受付開始・提出期限

「3. 設計者選定の概要 （4）募集及び選定スケジュール」のとおり

(5) その他

- ・質問の内容を確認するため、本町から問い合わせる場合がある。
- ・質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。

14. 実施要領等の配布

(1) 配布資料

- ①朝日町立あさひ未来学園整備基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル実施要領
- ②朝日町立あさひ未来学園整備基本設計・実施設計業務特記仕様書
- ③朝日町立あさひ未来学園整備基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル評価要領
- ④朝日町立あさひ未来学園整備基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル様式集
- ⑤朝日町立義務教育学校整備基本構想・基本計画
- ⑥地質調査業務報告書（令和6年度実施）
- ⑦図面（造成計画図、用排水計画図等）

※最終版ではなく、現時点での参考図となります。完了次第、最終版を配布します。

（2）配布方法

実施要領等は朝日町ホームページからダウンロードすること。

※「11.手続き等」を参照

（3）配布開始日

令和7年7月1日（火）から

16. その他

（1）参加にかかる費用について

本プロポーザルの参加にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。

（2）現地確認等について

現地見学会は実施しない。

現地確認する場合は、敷地内への立ち入りはできないものとする。また、学校関係者及び近隣住民等へ迷惑がかからないように十分配慮すること。

また、学校及び学校関係者への問合せは認めないこととし、問合せがある場合は「13. 手続き等」により質問書を提出すること。

現地確認の際、発生した事故等について町は一切の責任を負わない。

（3）提出書類の取り扱い

- ① 提出された書類は返却しない。また、技術提案書提出後において、記載された内容の変更は認めない。
- ② 提出された書類の知的所有権は、提出者に所属するが、選定作業等に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- ③ 提出された書類及びその複製は、審査以外に無断で使用しないが、受託候補者及び次点候補者に選定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する記録の公表等に利用できるものとし、公表の際の使用料は無償とする。

（4）評価について

評価は「朝日町立あさひ未来学園整備基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル評価要領」に基づいて実施する。

(5) 辞退について

第1次審査で選定された参加者が、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式12）により、令和7年8月26日（火）午後5時00分まで事務局まで提出すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の朝日町の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(6) 異議の申し立て

各審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

(7) 提出内容の取り扱い

基本設計等の作業については、選定者の技術提案書に記載された提案等を反映しつつ、発注者との協議により進めるものとするが、本プロポーザルは、設計者の選定を目的として実施するものであり、必ずしも提案内容が実際の設計業務に全て採用できるものではない。

(8) プロポーザルの延期又は中止

町長は、天災等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することができる。